

記入例3 退職所得分を合算して納入される場合

(表)

秋田県 秋田市 個人市民税 領収証書 ㊤			秋田県 秋田市 個人市民税 納入書 ㊤			秋田県 秋田市 個人市民税 納入済通知書 ㊤		
市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名
052019	02290-9-961016	秋田市会計管理者	052019	02290-9-961016	秋田市会計管理者	052019	02290-9-961016	秋田市会計管理者
令和 7 年 6 月分		70190010	令和 7 年 6 月分		70190010	令和 7 年 6 月分		70190010
		728600			728600			728600
納入すべき金額が右の納入金額1の欄の金額と異なるときは、納入金額1の欄を横線で抹消し、納入金額2の欄に記入してください。		給与分 (退職所得分)	納入すべき金額が右の納入金額1の欄の金額と異なるときは、納入金額1の欄を横線で抹消し、納入金額2の欄に記入してください。		給与分 (退職所得分)	納入すべき金額が右の納入金額1の欄の金額と異なるときは、納入金額1の欄を横線で抹消し、納入金額2の欄に記入してください。		給与分 (退職所得分)
		728600			728600			728600
		136000			136000			136000
納期限 令和 7 年 7 月10日			納期限 令和 7 年 7 月10日			納期限 令和 7 年 7 月10日		
(2) 合計額		864600	(2) 合計額		864600	(2) 合計額		864600
(特別徴収義務者) 所在地 秋田市山王一丁目1番1号 名称 秋田産業株式会社			(特別徴収義務者) 所在地 秋田市山王一丁目1番1号 名称 秋田産業株式会社			(特別徴収義務者) 所在地 秋田市山王一丁目1番1号 名称 秋田産業株式会社		
上記のとおり領収しました。(納入者保管)			上記のとおり納入します。(金融機関保管)			上記のとおり通知します。(受付店→秋田銀行秋田市役所支店(取りまとめ店)→秋田市)(秋田市保管)		

(裏)

市民税 県民税 納入申告書	
(宛先) 秋田市 長 令和 7 年 6 月 提出	
令和 7 年 6 月分 人員 1 人	
退職手当等支払金額 14223632	
特別徴収税額	市民税 81600 県民税 54400
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。	
(特別徴収義務者) 住所又は 所在地 秋田市山王一丁目1番1号 氏名又は 名称 秋田産業株式会社 法人番号又は個人番号	
(受付印)	

※個人事業主のかたは、金融機関に提出する納入申告書には個人番号を記載せず、もう1通個人番号を記載した納入申告書を作成し、直接秋田市役所納税課へご提出ください。

退職所得に係る市民税・県民税額の計算方法について

○退職所得に係る市民税・県民税額の計算方法

$$\left\{ (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{\text{※1}}{1/2} \right\} \times \begin{matrix} \text{税 率} \\ \text{市民税} \\ 6\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{県民税} \\ 4\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{特別徴収税額} \\ \text{市民税} \\ \dots(A) \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{県民税} \\ \dots(B) \end{matrix}$$

(千円未満の端数切捨て) (百円未満の端数切捨て)

※1 退職所得控除額

- イ 勤続年数が20年以下の場合
400,000円×勤続年数 (800,000円に満たないときは、800,000円)
- ロ 勤続年数が20年を越える場合
8,000,000円 + 700,000円 × (勤続年数 - 20年)

※2 次の場合は適用がありません。

- イ 勤続年数が5年以下の法人役員が支払いを受ける退職金
- ロ 勤続年数が5年以下の一般従業員等の退職金の額から退職所得控除額を差し引いた額のうち300万円を超える部分の退職金

例) 勤続年数25年で、14,223,632円の退職手当を受けた場合

[退職所得控除額]	8,000,000円 + 700,000円 × (25年 - 20年) = 11,500,000円
[退職所得の金額]	(14,223,632円 - 11,500,000円) × 1/2 = 1,361,816円 → 1,361,000円
[市民税額]	1,361,000円 × 6% = 81,660円 → 81,600円
[県民税額]	1,361,000円 × 4% = 54,440円 → 54,400円

※金額欄に¥マークは記入しないでください。
金額に変更がない場合、納入金額欄に記入する必要はありません。